

3月定例教育委員会会議 議事録

令和5年3月28日  
午後3時30分開会  
さんくす3番館5階第1会議室

出席委員

西川俊孝 教育長  
福田知弘 委員  
飴野仁子 委員

安達友基子 教育長職務代理者  
和田光代 委員  
谷池雅子 委員

出席説明員

山下栄治 学校教育部長  
落俊哉 学校教育部次長教育総務室長兼務  
脇寺一郎 教育未来創生室長  
小西正晃 保健給食室長  
大川雅博 青少年室長  
佐藤忍 学校教育室参事・指導主事  
大平香代 中央図書館参事  
畑田将寿 学校教育室主幹・指導主事  
道端浩介 学校管理課主幹

大江慶博 教育監  
角田睦 学校教育部次長学校教育室長兼務  
平野和男 学校教育部総括参事  
草場敦子 教育センター所長  
田中満明 教育総務室参事  
大江健規 教職員課長  
坪野正樹 放課後子ども育成室参事  
福井将人 教育センター所長代理

## 3月定例教育委員会会議 議事録

午後3時30分開会

西川俊孝教育長

ただいまから3月定例教育委員会会議を開催いたします。

署名委員に和田委員を指名いたします。

西川俊孝教育長

それでは、本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

田中満明教育総務室参事

本日の傍聴席の設置可能数は10席でございます。現在の傍聴希望者数は3名でございます。

それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思います、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可します。傍聴者の入室を許可します。

### － 傍聴者入場 －

田中満明教育総務室参事

恐れ入りますが、追加議案を提出させていただきたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

西川俊孝教育長

ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議題とすることに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認めます。

追加議事日程及び議案書を配布してください。

### － 追加議事日程及び議案書配布 －

西川俊孝教育長

それでは、日程第1、陳情第1号「不登校児童生徒に対して多様な学習機会を確保するための支援施策の充実を求める陳情書」についてを議題とします。

西川俊孝教育長

事務局の説明を求めます。

田中満明教育総務室参事

日程第1、陳情第1号「不登校児童生徒に対して多様な学習機会を確保するための支援施策の充実を求める陳情書」について、御説明申し上げます。

こちらにつきましては、特定非営利活動法人ここさんの理事長 三科元明様、副理事長 馬場しずか様からいただいております。

この後の進め方ですけれども、ちょっと私の方から陳情項目、6項目ありまして1項目ずつ読み上げさせていただきます。その後、所管している担当部局の方からそれぞれ項目1、項目2、項目3と順に考え方を述べさせていただいて、それぞれについて、御審議いただけたらと思います。

それでは早速読み上げて参ります。

中ほど下でございますまず項目1、「教育機会確保法に基づくフリースクール等の情報提供について」、文科省が定めた教育機会確保法や不登校支援

の指針となる報告書の周知、教職員やスクールカウンセラーと教育関係者への研修の充実をされたいとあります。以上でございます。

西川俊孝教育長

全部6項目読んでもらって、その後1個ずつ説明してもらった方がわかりやすいと思います。

田中満明教育総務室参事

では、項目1から6まで一気に読ませていただいて、1項目ごとに審議いただきますようよろしくお願いします。

項目1は、先のとおりでございます。

項目2につきましては、「教職員や保護者に対してフリースクール等の学校外の居場所学びの場に関する情報提供をされたい」

項目3、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案に対して、衆議院文部科学委員会及び参議院文部科学委員会がそれぞれ附帯決議した、不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援のあり方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずることを進められたい。」

項目4、「いわゆるフリースクール等民間施設の設立及び運営補助金等の経済的支援制度を確立されたい。」

項目5、「特別支援学級在籍児童生徒の教育支援教室での受け入れを実施されたい。」

最後に項目6、「特別支援学級在籍児童生徒の教育支援教育室での受け入れに関する情報(プロセス、手続き方法、条件など)の周知を徹底されたい。」とあります。以上でございます。

西川俊孝教育長

一括して、まず、担当所管の考えについて御説明をお願いします。

その後、1つ1つについて、委員さんから意見をもらうということなどで、進めたいと思います。

佐藤忍学校教育室参事・指導主事

現在全国においても本市においても、不登校児童生徒の数は増加傾向にございます。10月にも本市議会より、提言をいただきましたが、不登校については本市といたしましても喫緊に対応すべきと認識しております。

その上で、2月に実施いたしました総合教育会議では、不登校に対応するための目指す姿として、デイリー健康観察の取組や、校内支援体制の充実、多様な居場所づくり、校内教育支援教室の充実について御説明させていただきました。

今回、陳情書にございました6項目のうち4項目について、学校教育室より説明させていただき、残りの2項目については、教育センターから御説明させていただきます。

まず、項目1の教育機会確保法に関わる通知や研修の充実についてですが、すでにこの内容については、平成28年に周知及び研修の実施を行っております。

続きまして項目2の情報提供に関しまして、今年度は10月から学校外の公共施設5か所に、学校で使用する学習用端末が繋がるインターネット環境が整備されました。

こちらに関しましては全校において保護者に文書で通知をしております、どのようにこちらが活用できるかは今後検討していく必要がございます。フリースクールと民間施設については、保護者や本人からのニーズもございます中で、保護者と学校との間に十分な連携協力関係が保たれていることや、当該施設で学校の学習課題に取り組み、その指導状況が学校にも提供されているといった連携を行っている場合については、各学校長の判断のもと、出席認定を行うなど、学校との連携は行っております。

一方で、フリースクールと民間施設においての方針や活動内容等は、多岐にわたっていることは認識しており、すべての詳細を教育委員会は把握できていない点もございますので、今後、まずは学校外の居場所や学びの場に関する情報を整理していく必要は認識しております。

また、今後提供する内容や情報を研究して対応してまいろうと考えております。

次に、項目3、項目4の財政的な措置についてです。

不登校に対する課題解消の手だてとして、デイリー健康観察において客観的データから不登校の背景・要因を科学的に分析し、解消支援につなげるような取組や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充、先ほど申し上げた公共施設の活用、また校内教育支援教室への担当人材の配置といった公的な支援の充実に注力することに重点を置いているため、現時点で、フリースクール等民間施設に対する補助制度の創設については考えておりません。

次に、教育センターから御説明させていただきます。

項目5の、特別支援学級在籍児童生徒の教育支援教室への受け入れについてですが、令和6年度に南千里に開室予定の新たな教育支援教室では、特別支援学級在籍児童を含む不登校児童生徒の受け入れを対象とする予定をしております。

項目6の、受け入れに関する情報の周知徹底についてです。

令和6年度に開室する、新たな教育支援教室については、支援学級在籍児童生徒の受け入れも含め、保護者のみならず、広く市民を対象とした説明会を実施するなど、情報の周知に努めて参ります。以上でございます。

6項目ありますので、それぞれバラバラということではなかなか難しいかもわかりません。

まず、最初に項目1からいろいろ御意見、御質問いただけたらと思います。

確認ですが、項目1についてはもうすでに行っているということで、よろしいですか。

その通りでございます。

では、次項目2の情報提供ということに関して、何かここについて、御意見、御質問がありましたらお願いします。

先ほども、この項目2に関して情報提供の状況を教えていただきましたけれども、他市町村ですとか、また他県ですとか、こういった不登校支援の情報提供をされているか、もし御存知でしたら教えてください。

福井将人教育センター所長代理・指導主事

西川俊孝教育長

佐藤忍学校教育室参事・指導主事

福田知弘委員

畑田将寿学校教育室主幹・指導主事

一部の市町村ではありますが、相談できる窓口の紹介、不登校への理解と支援、学校内外における支援の窓口やその対応内容、またイベントの紹介などをホームページで掲載されているのを確認できております。

和田光代委員

吹田市ではそういったことはしないのでしょうか。

畑田将寿学校教育室主幹・指導主事

不登校に関する適切な情報提供につきましては、他市の先行事例を参考にしながら、情報を整理した上で、その内容であったり手法を研究していく予定となっております。

安達友基子教育長職務代理者

これ全体にも関わることなんですけれど、仮に、教育委員会の方で周知するという事になった時に、ここで言うフリースクールというのをどういう定義で捉え、どの範囲で周知するかというのもちよっとどういうふうにか考えた方がいいのか、というのをどのようにお考えかかって言うことなんですけど。

現時点で吹田市、或いはこの北摂近隣市も含めてですけど、どの程度把握されているのか、また、把握されてるのが何か所かあるとして、それは、そもそもどのようにして把握されてるのか。

何かその届け出のようなものがあってとか、そういう何か明確な基準っていうのがあるのかどうかを教えてください。

畑田将寿学校教育室主幹・指導主事

現在は、吹田市を含め、になるんですけれども、近隣も含めて小中学校合わせて16のフリースクールに通ってるというのを確認しております。

その把握方法といたしましては、学校が連携する中で詳細把握しておりますので、今ここに通っているところと連絡を取っていく中で、その情報を学校へ行った時に確認させていただいて、集めているというような状況でございます。

安達友基子教育長職務代理者

関連してですけど、要は今、連携が取れているのが、それだけあるということですかね。

畑田将寿学校教育室主幹・指導主事

フリースクール等民間施設につきましては、その活動内容であったりとかも含めてすごい多岐にわたっておりますので、場所によっては連携できるところもあれば、できてないところもありますのですべてが、きちっと連携ができていうわけではございません。

西川俊孝教育長

では、項目3、4、いわゆるこれは経済的支援とその制度ということで、二つ同時に説明をされましたけれども、項目3、4合わせて、何か御意見、御質問ありましたら、お願いします。

谷池雅子委員

フリースクールに関しましては、養育者の負担というのが、どうしてもかかってくると思うんですが、それもフリースクールによってはかなりかかってくると思うんです。他の自治体でのやり方とかその辺も、おわかりでしたら教えてもらえますか。

西川俊孝教育長

経済的支援、他の自治体で把握できている限りで、ありましたらお願いします。

佐藤忍学校教育室参事・指導主事

どこの自治体がどのような形で支援を行っているかということはちょっと具体的には把握はしておりませんが、一部ではございますが、支援をしている自治体はございます。

飴野仁子委員

このような問題に対して、おそらく教育支援の教室であるとか教育支援施

設に関して、具体的にどのような取組みをしているのか、そういったことを御説明いただけますか。

そういった取組みをされていることを御説明ください。

佐藤忍学校教育室参事・指導主事

2月の総合教育会議で目指す方向というところでお話をさせていただきましたが、まだ具体的には実現はできておりませんが、学校内の教育支援教室の人材の配置であるとか、また先ほど申し上げた通り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充については、検討を進めてまいろうというふうに考えております。

福井将人教育センター所長代理・指導主事

付け加えて述べさせていただきます。

光の森、学びの森におきましては、令和6年度に向けてというところで、令和5年度につきましては、創作体験活動というところで、光の森、学びの森に通っている子供たちに対してそういった体験活動が実施できるように、講師を招いてというところで、この間、先日の議会の方で予算を認めていただきましたので、講師を招いてそういったことをしようとしていることと、加えまして、令和6年度に向けて支援プログラム、メンタルヘルス支援プログラムそして学習支援プログラムの作成を、令和5年度、取組むということで考えております。

西川俊孝教育長

それでは、ちょっと確認です。

項目3、4については現時点で公的な支援、財政上の措置ということは検討はしていないということですね。

大江慶博教育監

他の自治体での助成ですね、そういったものはないのかという、お話でしたけども。例えば大阪市であれば、塾代の補助というのを自治体がやっておるんですね。この塾もいろんな多角的な経営を今されておられますので、その子供にとっては、フリースクールの代わりになるような場として、塾に行っておられる。だから結果として自治体が、その助成をしているという事はあるのかなと思うんです。

本市でも、フリースクールに限らず、居場所を作っていくと。

学校に通えない子供に対し居場所を作っていくということについては、これは、他の自治体に先行して取り組んできてることですので、それを今後、公的な機関を利用して広げていきたい。その結果、保護者の負担をなくしていくということを軸に、事業展開を考えておりますので、そういった意味では、直接的に何か今、フリースクール等に対し助成をするとか、フリースクールに通われてる子供さんの保護者に対して助成をすることについて、そこには軸は今置いていない、ということで先ほど来、事務局から説明をさせていただいているということでございます。

谷池雅子委員

そういう方向性ということに理解いたしました。その際ですね、フリースクールのおそらく強みっていうのは非常に多様なニーズ、多様なプログラムを用意できることかなと思ってますので、今、利用者さんが通ってらっしゃるということで、そういう公的な将来的な機関においても、やっぱりその多様性というのを担保していただくことが大事かなというふうに考えます。

大江慶博教育監

実際に先ほど担当から説明させていただいたように、実際にフリースク

ルに通っている吹田の子供さんもたくさんおられますので、非常にそういった意味では居場所として有用な場所というのは、我々ももちろん認識しておりますので、一つでもたくさんの居場所を、できれば公のものとして作っていくということを先行して、その作り込みの中で、今、実際にフリースクールで実施されているようなプログラムと活用できるものがあれば、積極的に取り込んでいきたいということと、取り込むことで、今度逆に先ほど言いましたけども、我々もしっかりその情報を正確に把握してですね、提供できることは保護者の方にも提供していきたい、といったような検討を今後続けていきたいというふうに考えております。

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長

他にこの件に関してありますか。

次に項目5、特別支援学級在籍児童生徒に関することということで、その情報提供も含まれていますので、項目5、6ということで、何か御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

西川俊孝教育長

よろしいですか。

これについて私からの確認です。これは、令和6年北部合同庁舎に向けてすでにその方向で検討しているということで、よろしいですか。

福井将人教育センター所長代理・指導主事

おっしゃる通りです。

西川俊孝教育長

今、ちょっと私の方で整理をさせていただきますと、項目1、2について、1についてはすでにもう実施をしている。また、2については、今後その手法等を検討していくという、これでよろしいんですね。

佐藤忍学校教育室参事・指導主事

はい。

西川俊孝教育長

その活動内容等方針様々にあるということから、その方針手法について研究をしていくということ。

項目3、4については先ほど、現時点では考えていないけれども、公的なところについて、多様な子供たちが受け入れるようにということで、進めていくと、項目5、6については、すでにその方向ということですので、6までの項目についてやっているところと、そして今検討してないということでもありますと、結果としてこれ不採択ということになるんですけども、不採択としてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

それでは、陳情第1号、「不登校児童生徒に対して多様な学習機会を確保するための支援施策の充実を求める陳情書」については、不採択といたします。

西川俊孝教育長

次に、日程第2、報告第3号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。

西川俊孝教育長

事務局の説明を求めます。

田中満明教育総務室参事

日程第2、報告第3号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」御説明申し上げます。

本件は、令和5年3月1日付け人事発令につきまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委員等に関する規則第4条第2号に基づきまして、臨時に代理させていただきましたので御報告を申し上げます。

のでございます。

恐れ入りますが議案書の7ページをお願いいたします。

3月1日付け発令の対象者につきましては、こちらにお示しの通りでございます。

以上よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ありませんか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第3号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を承認します。

次に、日程第3、議案第4号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

日程第3、議案第4号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」御説明申し上げます。

本件は、令和5年3月31日付けで退職する職員に対し人事発令を行おうとするものでございます。

恐れ入りますが、議案書の11ページをお願いいたします。

発令の対象者につきましてはこちらにお示しの通りでございます。

以上よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ありませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第4号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を承認します。

次に、日程第4、議案第5号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

日程第4、議案第5号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書17ページの現行改正案対照表をお願いいたします。こちらの表につきましては、左側に現行、右側に改正案となっております。まず左側の現行なんですけども、第4条第2項第3号とあるところと、その下第4号ですねこちらの現行を改正案の第3号第4号のとおり、文言の整理を行おうとするものでございます。

こちらの理由といたしましては、令和5年(2023年)10月から、学校保育施設等の複数の施設の維持管理に関わる業務を委託する包括的民間委託を導入することに伴いまして、従前は各所管が担っていた業務を取りまとめ、学校管理課において実施するためでございます。

なお、施行期日は令和5年10月1日からとしております。

次に、改正案の下のところ、第4条第5項第3号、小学校給食の材料の購

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員  
西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

田中満明教育総務室参事

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員  
西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

田中満明教育総務室参事



入に関する事項、アンダーラインを引いている小学校給食の材料の購入に関する事項についてでございますが、こちらはこの項目を加えるものでございます。

こちらにつきましては、これは小学校給食費の公会計化に伴いまして、これまで吹田市学校給食会が実施していた、小学校給食費の運営を市が実施するとなることによるものでございます。

こちらの施行期日は、令和5年4月1日からとなっております。

次に18ページをお願いいたします。

最後になりますけれどもこちら、改正案の第4条第6項第16号、小学校の給食費、その他の学校徴収金の徴収に関する事項を加えるものでございます。こちらにつきましては令和5年4月から小学校の給食費、その他の学校徴収金につきましては、吹田市教育委員会が集金を行うことから、あわせて改正を行うものでございます。

こちらは令和5年4月1日からの実施を予定しております。

以上簡単な説明ではございますが御審議いただきまして御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ありませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第5号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

次に、日程第5、議案第6号「吹田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

日程第5、議案第6号「吹田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが議案書の25ページをお願いいたします。

こちらの表につきましても先ほどと同様、左側に現行右側に改正案をお示ししております。

まず左側ですけれども、第2条第9号につきましては右側のように改正するものでございます。

次に、左側が現行の第12号、第13号につきましては削除するものです。

理由といたしましては、先ほど同様に、令和5年10月から学校保育施設等の複数の施設の維持管理に関わる業務を委託する包括的民間委託を導入することに伴いまして、従前は、市長の補助機関である職員に補助執行させていた事務につきまして、この改正に伴いまして教育委員会事務局において行おうとするためでございます。

なお、施行期日につきましては、包括的民間委託を開始する日と同日の令和5年10月1日からとしております。

以上、簡単な説明ではありますが御審議いただき、御承認賜りますようよ

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

田中満明教育総務室参事

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員  
西川俊孝教育長

ろしくお願い申し上げます。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ありませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第6号「吹田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第6、議案第7号「吹田市教育委員会事務局職員の職種に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田中満明教育総務室参事

日程第6、議案第7号「吹田市教育委員会事務局職員の職種に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

ページにつきましては27ページ以降となります。

本件につきましては、医療的ケア児及び健康上配慮を要する児童に対しまして、安心して安全な環境の確保と、医療的ケアの提供を行うための、支援体制を構築する上で、その調整役を担う看護師を教育委員会事務局へ配置することとしており、このことに伴いまして規則の改正を行うものでございます。

これに伴う改正につきましては、こちら31ページに示してある通り、改正案の右側に看護師を付け加えるものとなっております。

なお施行年月日は令和5年4月1日としております。

以上、簡単な説明ではございますが御審議いただき、原案通り御承認賜りますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員  
西川俊孝教育長

この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ありませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第7号「吹田市教育委員会事務局職員の職種に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第7、議案第8号「大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大江健規教職員課長

日程第7、議案第8号「大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長について」御説明申し上げます。

議案書33ページを御覧ください。

大阪府公立小中義務教育学校任期付校長の制度は、大阪府教育委員会が府内の公立小中義務教育学校において、魅力ある学校づくりを進めるため、組織をまとめるマネジメント力と教育に対する情熱を持ち、柔軟な発想や企画力を生かした学校運営や学校の課題を解決できる、すぐれた人材を幅広く募集し、選考するものであり、いわゆる民間人校長の制度でございます。

この制度の活用につきましては、事前に大阪府教育委員会から市町村教育委員会に意向調査があり、令和6年度に配置を希望する市町村教育委員会を明らかにした上で公募にかけるといふものです。

令和5年度、府内では同制度を活用し、東大阪市で小学校校長が1名任用される予定です。

本市の令和6年度当初の管理職の状況につきましては、令和5年度末の定年退職予定の校長が小学校で3名、中学校で4名、教頭が中学校で1名、合計8名でございます。

再任用校長を含めると多くの退職者が見込まれておりますが、すでに校長選考に合格し、今後校長として任用を予定している人員の状況や、再任用校長の継続任用も見込みますと、令和6年度は充足する見通しでございます。

事務局といたしましては、吹田市の中で地域に根差し、学校教育を支えてきた、熱意と能力を兼ね備える優秀な人材から、まずは学校経営を任せて参りたいと考えております。

従いまして、令和6年度任用の大阪府公立小中義務教育学校、任期付き校長につきましては、希望しないとの意向を持っております。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ありませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第8号「大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長について」を承認します。

次に、日程第8、議案第9号「令和5年度吹田市立学校教職員の永年勤続表彰について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

日程第8、議案第9号「令和5年度吹田市立学校教職員の永年勤続表彰について」御説明申し上げます。

議案書35ページをお願いいたします。

吹田市立学校教職員の永年勤続表彰につきましては、吹田市教育委員会表彰規則第3条第1項第3号の規定及び吹田市立学校に勤務する府費負担教職員の永年勤続表彰の取り扱いについての細則に基づき、本市教職員として勤続満25年に達した者であって、勤務成績が良好であるものを対象としております。

被表彰者の名前は、恐れ入りますが議案書の37ページ、令和5年度、永年勤続表彰該当者名簿を御覧ください。

本日の時点での所属職名を含めて申し上げます。

吹田第三小学校指導教諭、井上良太、千里第一小学校栄養教諭、小川明美、佐竹台小学校教諭、小川真貴の3名が対象者となっております。

以上、簡単な説明でございますが、該当者3名の表彰につきまして、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ありませんか。

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員  
西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

大江健規教職員課長

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長

全委員  
西川俊孝教育長

異議なし。

異議なしと認め、議案第9号「令和5年度吹田市立学校教職員の永年勤続表彰について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第9、議案第10号「教育財産の敷地の変更について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

道端浩介学校管理課主幹

日程第9、議案第10号「教育財産の敷地の変更について」御説明申し上げます。

議案書の39ページをお願いいたします。

吹田市立山田第二小学校の敷地を変更するものでございます。

今回所管換えする土地といたしましては、所在地が吹田市千里丘下137の2番、面積が31平方メートルでございます。

変更の理由といたしましては、吹田市立山二留守家庭児童育成室増築工事の実施に伴う道路後退部分を道路形態として整備し、学校敷地から市道路敷とするため、土木部道路室へ所管替えするものでございます。

次のページの位置図をお願いいたします。

山田第二小学校の東側道路は幅員が3メートルから3.7メートル程度と狭隘であったため、建築基準法の規定により、留守家庭児童育成室の増築工事の実施に伴い、道路の中心線から2メートルの位置まで後退して、道路を拡幅しております。

所管換えいたしますのは、東側道路のうち、斜線で囲ませていただいている後退部分でございます。

その他の後退部分には、学校用途の配管設備が埋設されており、所管換えをするための条件を満たさないことから、今後も学校敷地のままといたします。

以上、山田第二小学校の敷地変更についての御説明でございます。

御審議いただきまして御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員

この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ありませんか。

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第10号「教育財産の敷地の変更について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第10、議案第11号「吹田市立図書館サービス基本計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大平香代中央図書館参事

日程第10、議案第11号「吹田市立図書館サービス基本計画について」御説明申し上げます。

本件は、本市の図書館活動の指針である吹田市立図書館基本構想の計画期間が令和5年3月に終了することに伴い、国及び社会の動向や図書館の現状と課題を踏まえ、次の10年間の図書館活動の計画として策定するものでございます。

議案書47ページを御覧ください。

本計画の計画期間は令和5年度、2023年度から令和14年度、2032年度までの10年間でございます。

続いて、議案書48ページ、計画の目次を御覧ください。

本計画は、全体を4章立てとしており、第1章、図書館サービス基本計画の概要では、策定の趣旨、計画の位置付け、計画の期間を示しております。

次に、第2章、図書館を取り巻く状況では読書を取り巻く状況をまず整理し、その後、社会の中での図書館を取り巻く状況を、国の動向と合わせて整理しております。

次に第3章、吹田市立図書館の現状と課題では、吹田市の概要、吹田市立図書館の概況として吹田市立図書館を取り巻く現状を様々な視点で分析し、その結果、本計画において取り組む課題を整理しております。

それら課題をもとに、第4章サービス基本計画において計画の内容を示しております。

続いて、議案書76ページから77ページを御覧ください。

計画の内容は、吹田市立図書館基本構想の基本理念と使命（ミッション）を継承し、図書館の目指す、3つの基本目標と、その目標を具体化するための個別の図書館サービス事業、9つのサービス方針から構成されております。

各サービス方針の詳細は、議案書の78ページから99ページにお示ししております。

最後に、計画の策定にあたっては、市民アンケート調査関係団体のヒアリング、市民ワークショップ、パブリックコメントを実施するほか、庁内においては、関係部署の職員で構成する計画検討会議を設置し、幅広く意見や助言を聴取し、計画に反映いたしております。

いただいた意見等は113ページから119ページにまとめて掲載しております。

以上、簡単な説明ではございますが、御審議いただき御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ありませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第11号「吹田市立図書館サービス基本計画について」を承認します。

次に、追加日程第1、報告第4号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

追加日程第1、報告第4号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」御説明申し上げます。

本件につきましては令和5年3月24日付人事発令につきまして吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

田中満明教育総務室参事

条第2項の規定に基づきまして、臨時代理させていただきましたのでご報告申し上げるものでございます。

恐れ入りますが追加議案書の3ページをお願いいたします。

発令の対象者につきましてはこちらにお示しの通りでございます。

以上よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ありませんか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第4号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を承認します。

次に、追加日程第2、報告第5号「社会教育主事の発令について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

追加議事日程第2、報告第5号「社会教育主事の発令について」御説明申し上げます。

本件につきましては、令和5年3月24日付、社会教育主事の発令につきまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づきまして、臨時代理させていただきましたので、御報告を申し上げるものでございます。

恐れ入りますが追加議案書の7ページをお願いいたします。

社会教育主事につきましては、社会教育法の規定に基づきまして、社会教育を行うものに、専門的技術的な指導と助言を与えることができる職員、こちら教育委員会事務局においてはこれまで1名を配置しておりましたが、今回新たに1名の職員が資格を取得しましたので、発令を行ったものでございます。

発令の対象者につきましては、こちらにお示しの通りでございます。

以上よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ありませんか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第5号「社会教育主事の発令について」を承認します。

次に、追加日程第3、議案第12号「吹田市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

追加議事日程第3、議案第12号「吹田市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

資料11ページに規則改正案、資料13ページには新旧対照表を添付しておりますので御覧ください。

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員  
西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

田中満明教育総務室参事

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員  
西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

大江健規教職員課長

地方公務員法の改正により、定年が65歳まで段階的に引き上げられること等を踏まえ、府立高等学校等の職員の勤務時間休日休暇等に関する規則が一部改正されました。

当該規則に基づき、所要の規定整備を行い、本市教育委員会におきましても、吹田市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正するものです。

具体的には、第2条第1項中の再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものです。

定年の段階的引き上げに合わせて、現行の60歳定年退職者の再任用制度は廃止となりますが、段階的な引き上げ期間中は、定年から65歳までの間に、経過措置として、現行と同様の制度を暫定的に存置いたします。

そのため、再任用短時間勤務職員は暫定再任用短時間勤務職員となりますが、付則第2条、経過措置にありますように、暫定再任用短時間勤務職員は定年前再任用短時間勤務職員とみなすことから、名称を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものです。

以上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ありませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第12号「吹田市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

次に、追加日程第4、「教育長報告①」を議題といたします。

内容は、「新型コロナウイルス感染症への対応について」です。

事務局の説明を求めます。

まずは、学校教育部からの説明を求めます。

追加議事日程第4、教育長報告「令和5年4月1日から5月7日までの新型コロナウイルス感染症への対応について」、まずは学校教育部より御報告いたします。

追加議案書の17ページを御覧ください。

基本的な感染防止対策につきましては、児童生徒及び教職員にマスクの着用を求めないことを基本とします。

また、児童生徒の自宅での検温及び健康状態の把握などは引き続き行い、学校も健康観察表などを活用し把握します。

手洗い、換気は引き続き徹底し、特に換気については、常時2方向の窓やドアを10センチから20センチ程度同時に開けて換気を行います。

次に、教育活動における授業についてですが、グループワークは少人数で大声での会話を控えて実施します。

また、合唱やリコーダー演奏は体の中心から前方1メートル程度、左右50センチ程度を目安とした距離を確保して実施し、図工美術の共同制作や家庭科の調理実習などの比較的感染リスクの高い活動は、常時換気を行うとと

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員  
西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

角田睦学校教育部長  
角田睦学校教育室長兼務

もに、少人数で大声での会話は控えて実施します。

学校行事については、基本的な感染防止対策を徹底の上実施し、感染対策上の時間短縮や保護者及び来賓の人数制限は不要とします。

また、入学式についても児童生徒、教職員保護者及び来賓等にマスクの着用を求めないことを基本とし、感染対策上の保護者や来賓の人数制限は不要とします。

次に、校外学習、宿泊行事については、混雑した電車やバスを利用する際、医療機関や高齢者施設を訪問する際はマスクの着用を推奨します。

次に、課外クラブ・部活動については、上記授業及び校外学習、宿泊行事と同様の扱いとします。

最後に、給食・昼食については、手指衛生、座席配置の工夫、適切な換気等の確保など、基本的な改善対策を実施します。

また、大声での会話を控えた上で、黙食は不要といたします。

以上でございます。

続いて、地域教育部からの説明を求めます。

追加議事日程第4、教育長報告「令和5年4月1日から5月7日までの留守家庭児童育成室における新型コロナウイルス感染症への対応について」、地域教育部よりご報告いたします。

追加議案書19ページを御覧ください。

基本的な感染防止対策につきましては、児童にマスクの着用を求めないことを基本とします。

職員は当面の間マスクを着用して職務に従事することとします。

また、長期休業中におきましては、児童及び家族の健康状態の確認などは引き続き行い、育成室も健康観察カードを活用し把握します。

手洗い換気を引き続き徹底し、特に換気については、常時2方向の窓やドアを10センチから20センチ程度同時に開けて換気を行います。

育成室における保育につきましては、グループ活動は少人数で大声での会話を控えて実施します。

また工作等の共同制作やクッキング等の比較的感染リスクの高い活動は常時換気を行うとともに、少人数で大声での会話を控えて実施します。

行事につきましては、基本的な感染防止対策を徹底の上実施し、感染対策上の時間短縮や保護者の人数制限は不要とします。

おやつ等の喫食場面につきましては、手指衛生、座席配置の工夫、適切な換気等の感染対策を実施し、大声での会話を控えた上で黙食は不要とします。

なお、4月より始まります待機児童対策の居場所事業におきましても、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、留守家庭児童育成室を同様とします。

以上でございます。

この件について、質問・御意見はございませんか。

これで教育長報告を終わります。

西川俊孝教育長

坪野正樹放課後子ども育成室参事

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長



西川俊孝教育長

それでは、これもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、令和5年3月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉 会 午後4時31分